

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年8月28日(木)午後7時00分～午後8時30分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山田浩子(教育委員長職務代理者)
2 番委員 栢沼行雄(教育長)
3 番委員 萩原美由紀
4 番委員 和田重宏(教育委員長)
5 番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

教育部長	関野憲司
文化部長	諸星正美
教育部副部長	露木幹也
教育部管理監	松本弘二
文化部副部長	安藤圭太
文化部副部長	杉崎貴代
教育総務課長	柏木敏幸
保健給食課長	松浦仁
教育指導課長	市川嘉裕
指導・相談担当課長	鈴木一彦
生涯学習課長	友部誠人
文化財課長	大島慎一
図書館長	古矢智子
スポーツ課長	川口博幸
青少年課長	石井聡
子育て支援推進担当課長	佐次安一
教育指導課指導主事	宮坂宗篤
教育指導課学事係長	田村直美
教育指導課主任	渡邊法子

(事務局)

教育総務課総務係長	濱野光利
教育総務課主査	小林隆

4 議事日程

- 日程第1 議案第21号 小田原市指定天然記念物の指定解除について (文化財課)
- 日程第2 議案第22号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)
- 日程第3 議案第23号 平成26年度(平成25年度分)教育委員会事務の点検・評価
について (教育総務課)
- 日程第4 議案第24号 公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について
(教育指導課)

5 報告事項

- (1) 小田原市いじめ防止基本方針策定における進捗状況について (教育指導課)
- (2) 史跡小田原城跡の追加指定について (文化財課)

6 その他

- (1) 第16回城下町おだわらツデーマーチの開催について (スポーツ課)
- (2) かもめ図書館の臨時休館について (図書館)

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 7月定例会並びに7月29日及び7月31日に開催された臨時会の会議録承認…栢沼
委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定
- (4) その他(1) 第16回城下町おだわらツデーマーチの開催について (スポーツ課)

スポーツ課長…「第16回城下町おだわらツデーマーチの開催について」、ご説明いたします。配付いたしました資料1につきましては、毎年秋に開催しておりますウォーキングイベント「城下町おだわらツデーマーチ」の今年度の大会パンフレットでございます。城下町おだわらツデーマーチは、市民の方はもとより全国から多数のウォーカーに参加いただいている大会で、平成24年度から、国内最高水準のウォーキング大会である「日本マーチングリーグ」の公式大会として開催しています。今年度の開催日程は、11月15日(土)、16日(日)で、事前申込期間は、9月1日から10月31日までとなっております。パンフレット内側に、真ん中あたりにございますが、昨年を引き続き、特別企画として、15日(土)にはウォーキングと地域密着型婚活のコラボ企画である、小田原コンを、16日(日)には未就学児とその家族を対象とした、歩育「キッズお城探検ウォーク」を、同時開催することにいたしました。参加者数につきましては、昨年は、延べ8,910人のご参加をいただきましたが、本年はそれ以上の参加者数、10,000人を目指し、より多くの方に秋の西さがみ路を体感していただきたく、鋭意努力しているところでございます。開催にあたり、大会の周知や参加者募集のため、市の施設等でパンフレットの配架及び

ポスターの掲出を行います、市内の各学校におかれましても同様にパンフレット配布、子どもたちへの参加の呼びかけをお願いしているところがございますので、ご承知いただきますとともに、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…4つのコースがありますが、一番の人気のコースはどちらになりますでしょうか。

スポーツ課長…どちらのコースも足の力と言いますか、あるいは、目的に応じて、人気は様々なのですが、一番申込み人数が多いコースは10kmコースになります。次に20kmコース、次に6kmコース、次に30kmコースとなります。歩かれる体力から10km、20kmが人気の中心であると思います。何を求められているかで歩かれる方は選択されていると思います。

和田委員長…婚活も開催するのですね。初めてですか。

スポーツ課長…小田原コンとの連携は3回目で、婚活は初めてになります。

和田委員長…成果はどうですかね。

スポーツ課長…婚活の成果は、難しいですね。ご参加は多数いただいております、男性、女性それぞれに、そのような気持ちがある方が集まってこられて、歩かれて、温泉に入られて、その後にパーティーをやっています。追加のPRなのですが、パンフレットの表紙に提灯のお父さん、子ども、お母さんになるのですが、総称で「えっさほいファミリー」というキャラクターの名前なのですが、それぞれに名前が無かったのですが、それぞれに名前を付けてくれませんかという募集をしております。より愛されたキャラクターになるようにという思いを込めて募集をしております。発表は、今年度の大会前に行いまして、大会当日に表彰ができたかと考えております。

和田委員長…最近の天候不順の状況をみるといつ何時起こるか分からない、非常に予測不能な状況が頻繁に起こっていると思うのですが、荒天に当たった時は、非常に大変だと思うのですが、想定というか体制で予測不能な事態が起こった時の危機管理を教えてください。

スポーツ課長…通常の雨ですと、大会は実施をします。事前に荒天が想定される場合は、何らかの判断が必要になるかもしれません。雨が強くなって来た場合には、コースの中には滑りやすいところもありますので、コースの変更も行います。ウォーキングの先頭にはウォーキング協会の方、一番最後にウォーキング協会や赤十字の方に一緒に歩いていただきますので、あまりに急な天候不順には、その方々の判断もあろうかと思えます。

和田委員長…そのあたりのことは、参加者に主催者任せでない部分というのが、この前に発生した広島のこと住民の自発的な判断というものが相当求められています

よね。そのあたりのことを、何らかの形で表現した方がよいのでは、という気持ちもなくはないですね。

山田委員…医療チームは待機するのですか。

スポーツ課長…会場のスタート・ゴール地点になります小田原城銅門には、医師、消防士、常駐してもらっています。その他に赤十字の方もいて頂いております。いつでも医師に連絡が取れるようになっておりますので、医師に指示を仰いで適切な判断が出来るようになっております。

和田委員長…それでは、一万人を目指して、頑張ってください。委員の皆さんもできるだけ参加を検討してください。私も今年は参加をしたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(5) その他(2) かもめ図書館の臨時休館について

(図書館)

図書館長…「かもめ図書館の臨時休館について」ご説明いたします。資料2をお開きください。かもめ図書館では、建築課での市有建築物の長期保全計画及び維持修繕計画策定のための建築物劣化等調査を行うため、休館いたします。休館日は9月8日月曜日になります。調査を実施する業者は八千代エンジニアリング株式会社になります。図書館利用者への周知につきましては、かもめ図書館をはじめとして、市立図書館や、ご覧の各図書館施設内での案内ポスターの掲示をいたしております。さらに、本市ホームページや本市の図書館予約・検索システムであります小田原市立図書館インターネットOPACに臨時休館の記事を掲出いたしております。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

(質疑・意見等なし)

(6) 報告事項(1) 小田原市いじめ防止基本方針策定における進捗状況について

(教育指導課)

教育指導課長…報告事項(1)「小田原市いじめ防止基本方針」の策定に向けた進捗状況についてご説明申し上げます。資料3-1をご覧ください。以前にもご報告させていただきましたが、いじめ防止基本方針策定スケジュールでございます。このスケジュールに則りまして検討を進めているところでございます。これまでに終了しました会議は、実施日を記載しました。来月8日には、厚生文教常任委員会でご報告する予定になっております。本日28日午前には、第2回の検討委員会を開催させていただきました。検討委員からは、重大事案が発生した場合、調査を行うための附属機関設置の条例の整備に時間が必要だろうという

ご意見がありまして、これまでのスケジュールでは11月下旬に発表する予定でありましたが、それに加えて議会での審議も必要であろうとご意見もありまして、変更が生じております。今後は、パブリックコメントに向けた準備を進めているところですが、広報おだわら9月15日号に案内を掲載し、9月16日から10月15日までの1か月間パブリックコメントを実施いたします。そののち、作業部会、検討委員会を開催いたしまして、小田原市いじめ防止基本方針の最終案としてとりまとめ、政策会議に付議する予定です。スケジュールは以上になります。

次に、資料3-2をご覧ください。これまでに関係諸団体や協議会等からの意見聴取状況のまとめになります。現在までに12団体から121件のご意見を頂くことができました。頂いたご意見の中には、教職員の適切な対応を願うものや、学校だけではなく、家庭との協力、保護者への啓発が必要であるというもの、また、いじめ防止のための組織や重大事態への迅速かつ適切な対応が必要であるという声を多くいただきました。他にも、文章表現に対してのご指摘や、追記した方がよい内容等のご意見を頂きました。具体的には、いじめ当事者以外の観衆や傍観者にならないために自分達にできることを考えて、行動しよう、というような具体的なことを指摘された方もいらっしゃいます。それらのご意見を現在の案に反映しております。様々な意見を伺いながら、パブリックコメントを実施いたしまして、案を固めていきたいと思っております。

資料3-3としまして、本日開催いたしました検討委員会の意見を反映しました現時点での小田原市いじめ防止基本方針の案でございます。こののち微修正をいたしますが、これを基にパブリックコメントに臨みたいと考えております。以上で「小田原市いじめ防止基本方針の策定に向けた進捗状況について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…今ここに、本日の検討委員会の意見を反映した案と以前に頂いた案との違いはどこになりますか。

教育指導課長…細かい部分の表記についての修正が主になります。例えば、5ページの4(1)の4つ目の文章ですが、「学校は、いじめや人間として許せない行為であることや、当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に影響することが」というところが、変更した内容になります。

教育指導課指導主事…細かいところの修正を除きましては、まず、「はじめに」や各章の書き出しを変更しております。

和田委員長…今の説明で大丈夫ですか。何を何に変えたと言ってもらった方が分かりやすいと思いますが。いかがでしょうか。

教育指導課指導主事…17ページを御覧ください。図の中の表記を分かりやすいように変更

しております。中央部分にごございます菱形の四角の中に「市教委と学校どちらで調査を行うのか判断するか」と具体的に記述するように変更いたしました。図の上の方ですが、「市長から市議会へ報告する部分の法第30条で対応いたします」を追記しました。この図の一番左側に「学校と市教委は、市長部局と」という部分があったのですが、図を見ればわかるだろうということで、削除をしたり、見やすいように変更させていただいております。また、19ページでございまして、一番下の4の「小田原市いじめ問題調査会」の記載ですが、3行目、「附属機関を市長部局に設置します」を変更いたしました。

萩原委員…変更した場所が良く分からなかったのです。

教育指導課長…細かい語句の修正をしました結果、1ページ増えた関係になります。

山田委員…この方針は、どんな方たちに配られるのですか。

教育指導課長…ホームページでの公開はいたします。主要な場所には、配布をし配架してもらいます。

山田委員…おだわらっ子の約束を取り上げて頂いて、おだわらっ子の約束は子ども達がしっかり守ってくれれば、いじめの土壌も減るのではないと思いますので、よかったですと思いました。それから、11ページの「いじめの早期解決のための措置」のところで、いじめの通報を受けた時には、特定の教員が抱え込まずに「いじめ防止のための組織」を中心に」と書いているのですが、ひとりの先生だけではなく、教職員全体で相談しながら解決するというのは、いいことだと思います。必ず、そのような組織を各学校で作られるということになるのですか。

教育指導課長…そのとおりです。今年3月までに各学校でいじめ防止基本方針を策定をしておりますので、その計画に則った形で、指導に当たっているという状況でございます。

山口委員…この方針の中に法16条や法22条と書いてあるのですが、その法の簡単な説明というのが巻末についての方がいいと思いました。

教育指導課長…いじめ防止対策推進法を基に、策定をしているところではございますが、法が分かるように付けさせていただく形にしたいと思います。

山口委員…ページが増えるのもどうかと思うので、簡単に分かればと思ったものですから。

教育指導課長…根拠となる法でございまして、付けるようにしたいと思います。

和田委員長…この方針は、いじめ防止基本だから、中身はその通りであるのは、わかるのですが、実際に親や本人が一番不安なことは、いじめが起こってしまった後の話に関心があると思うのです。もちろん、この方針の早期の対応に関係してくると思うのですが、具体的に、よくある相談は、いじめられているのに欠席扱いになるということです。つまり、学習する場から離脱しなければいけない、そうすると学習の遅れが生じてしまいます。また、高校進学の際に、欠席日数に制限がある高校があり、推薦入学や専願で行く場合に難しくなってしまうケースも出てしまうのです。このようなことを保護者は心配するのです。このことに関しては、今回の方針がいじめ防止基本方針なので、直接は関係しないと思

うのですが、いじめという問題に対して、一部分であるような気がします。もうちょっと、実際に起こってしまった場合の保護者や本人への具体的な対応というものが何らかの形で反映されるものがあるのもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。それとも、別な議論になるのでしょうか。

教育指導課長…いじめの早期発見、早期対応が、この方針にも入っていますので、早期解決のための措置であるとか、例えば11ページ(4)のところ、ここは学校のことでございますが、関係機関との連携等の対応が生じてきたり、当然、高校等も含めてですが、小学校なり、中学校なりの生活の中での解決が一番ですが、学校ごとの基本方針を基に対応していきます。当然、被害を受けた子供を最優先に考えて対応していくことをベースに、この方針は作られていますので、委員長がご心配になられるようなところを念頭に置きながら、対応していくことになろうかと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(2) 史跡小田原城跡の追加指定について

(文化財課)

文化財課長…それでは、私から報告事項(2)「史跡小田原城跡の追加指定について」御説明いたします。資料4を御覧ください。去る6月20日に、文化庁の文化審議会から文部科学大臣に史跡名勝天然記念物の新指定や追加指定等の答申がなされましたが、このなかで小田原城跡の追加指定についての答申がございましたので、御報告するものです。

資料の1ページ目と2ページ目は文化庁の報道発表資料からの抜粋でございます。2ページ目に、「2 小田原城跡」の欄がございます。皆様も御承知のように、小田原城跡は、戦国大名北条氏が関東支配の拠点として整備・拡大を図り、全国有数の規模を誇りました中世城郭の部分と、天守閣や高い石垣を備えた近世城郭とが複合する史跡でございます。このうち、中世城郭としての中心域とされる八幡山丘陵にある県立小田原高等学校、3ページ目の位置図①ですと、中央の丸で囲まれ「八幡山古郭西曲輪ほか」と表示された部分でございますが、その敷地において、以前校舎改築に伴いましてかながわ考古学財団により発掘調査が行われ、障子堀、土塁や井戸など重要な遺構が検出されました。特に障子堀については、上幅が24mにも達する、小田原城跡でも最大級の堀跡でございました。こうしたこともあり、市民団体から遺構の保存要望がなされ、これを受けた神奈川県と本市との取り決めにより新校舎の建替え終了後に国史跡として指定を図ることになっていたところでございまして、このたび小田原高校の整備が終了いたしましたことから、史跡指定の手続きを進め、文化審議会の答申を得るに至ったものでございます。4ページの位置図②で、もう少し詳しい指定範囲が分かりますが、県立小田原高等学校の敷地のうち、

今回、条件の整ったところを指定しております。面積は 37,952.03 m²でございます。なお、神奈川県と本市との申し合わせに基づき、小田原高校の東側の外周に沿って、史跡の散策路や説明板も完成いたしました。昨年の12月20日に管理協定に基づき県から市に管理が移管され、市民や観光客の方々に見学いただいているところでございます。

続きまして、もう一箇所でございますが、こちらは小田原城の一番外側を守る総構のうち、その西端部に近い香林寺山西と呼ばれるエリアの一部でございます。3ページの位置図①では、左側の丸で囲っている部分でございます。続きまして4ページ目の位置図②、下段の図を御覧下さい。図中の太枠で囲った部分が今回追加指定を受ける部分でございます。その上の部分が総構の法面になるのですが、この未指定の部分は堀底があって、その外側にかき揚げと言われる部分が埋もれていることとなります。当該地も含め、隣接地一帯につきましては、平成21年に開発計画が持ち上がりましてから試掘調査を実施しましたところ、障子堀が検出され、遺構が良好に残されていることが確認されました。こうしたことから、この場所について史跡の追加指定を行い、公有地化を進めてまいりましたが、残る部分につきましても地権者の同意が得られましたことから、未指定部分の面積309.1 m²について追加指定を行うものでございます。なお、この追加指定を受けて、昭和13年に指定を受けている、上段の堀の法面の部分とあわせ、平成26年度に公有地化を行う予定でございます。

以上の2地点合計 38,261.13 m²の土地については、ここで、文化庁の文化審議会での審議を受け、文部科学大臣に答申されましたので、近いうちに、官報に告示され、これをもって史跡になる予定でございます。以上で、史跡小田原城跡の追加指定についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…直接関係がない話かも知れないのですが、昔、小田原城の北条氏が今の小田原高校にいて、平地にいなかったと私が学生の頃に聞かされていたのですが、それにつながるような発見だったのですか。かつてお城が小田原高校のところにあったのですか。最近、小田原城址公園の旧野球場のところに、お城の中心的な遺構が出てきて、かつて我々が子ども時代に言われてた、お城は山の上にあったという話との関係はどうなのでしょう。今どういう認識をされているのでしょうか。

文化財課長…委員長おっしゃられているとおり、かつては、小田原城がどういう風に大きくなっていったのかという理解の中で、江戸時代の時に書かれた小田原城の絵図を見てみると、一番最後に作られたのが一番外側の総構で豊臣秀吉と対峙したものです。それをとっばらうと上杉氏や武田氏が攻めてきたことに対抗して広

げた三の丸地区。それを除くと八幡山古郭と小田原城址公園の本丸・二の丸部分になります。だんだん小さくなっていきます。そうした中で、戦国時代というのは、山城を構えて下に館があるのが全国的な傾向ではあるのですが、当時は、山の上に城を構えていたという言い方がありました。田代道彌先生ですと、山の上にもあるのけれども、天守閣のある本丸あたり、2つの核があるのではないかというおっしゃる方もいますが、いずれにしても、高い所が、中心であるという理解だったのです。教育委員の皆様にも何度か見ていただいておりますが、御用米曲輪には、当時の館が構えられていた場所であることが分かってきました。この小田原高校のところの発掘調査でも、堀の上場24mは、今も知られている小峯大堀切は、上場20mなので、それを凌ぐ規模を持っています。しかも障子堀が小田原城で初めて見つかった1列ではなくて2列のものでした。大変守りが非常に固い。いよいよ小田原城の戦国時代の中心にふさわしいと思われたのですが、発掘調査を行いましたところ、中心であるならば、それだけ長く使われているわけですから、100年に及ぶ時代の変化を表す遺物がでない。当時使われていた陶磁器ですとか、かわらけですとか、そういった品物ですね、それが堀の中から出てきてほしかったのですが、意外とそういう傾向が捉えられず、どちらかというとな戦国時代でも新しい比較的短い期間で使用が終わっているのではないかと思われるような状況であります。これは、御用米曲輪の発見と合わせて、小田原城というものがどういう風に城主によって使われていたのか、ということを見ると、最近の発見は、大きな変更を迫られるような発見が続いています。ですから、今、ただちに、こういう解釈になりますとはいにくいのですが、今申し上げたように今まで言われていたこととは違う戦国時代の小田原城の姿が語られる日が近いと考えています。

和田委員長…ありがとうございました。専門的な見地からお話をいただきましていい勉強になりました。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 日程第1 議案第21号 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

栢沼教育長…それでは、議案第21号「小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について」を御説明申し上げます。これは、小田原市指定の史跡名勝天然記念物につきまして、1件の指定を解除することについて、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます

文化財課長…それでは、議案第21号「小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について」ご説明申し上げます。議案の資料2ページをご覧ください。本件につま

しては、本市の天然記念物に指定されている「高長寺のハクモクレン」について、樹勢の衰退が進行し、8月7日に開催された小田原市文化財保護委員会におきまして、「指定当時の状態に回復する見込みがないことから、天然記念物の指定を解除するのが妥当である」として指定解除が承認され、8月11日付で答申を受けましたので、本教育委員会におきまして、天然記念物の指定解除の議決を求めるものでございます。3ページに、参考として付けてございますが、高長寺のハクモクレンに係る経緯につきましてご説明いたします。項目1の概要でございますが、市内城山の高長寺にある当該樹木は、平成4年に市の指定天然記念物として指定を行ったものでございます。恐れ入りますが、5ページをご覧ください。「指定された頃の状況（開花時）」の写真でございますとおり、3月から4月にかけて、大型の白い花をつけた素晴らしい景観を呈しておりました。恐れ入りますが、3ページにお戻りいただき、2の経緯をご覧ください。しかし、近年花つきが悪くなり、樹木医による土壌改良などの樹勢回復措置も行ってまいりましたが、以後も枯れ枝部分が拡大、強風による枯れ枝の落下も見られたことから、4ページ上段の写真をご覧ください。平成23年、所有者である高長寺からのお申し入れを受け、また、植物専門の文化財保護委員にもご相談をさせていただいた上で、樹木医により、危険回避のための大規模な枝下し、また、樹体の維持対策などを実施いたしました。この時点で大幅に景観が変わってしまっております。しかしながら、その後も樹勢は回復せず、平成26年6月、所有者の高長寺より、倒木などの危険回避のため、指定解除の上、早急に樹木を伐採したいとの申し出がございました。同じく、下段の写真が最近の状況でございます。3の「指定解除を妥当とする理由」をご覧ください。高長寺からの申し出を受け、平成26年6月、改めて、植物専門の文化財保護委員に確認していただきましたところ、「木の中上部まで水分や養分を運ぶ機能が働かなくなっている」「地面付近の根元には若木の生え始めも見られるが、この木自体が以前の状態に回復する見込みはない。」とのご意見をいただきました。以上のように、完全に枯死してしまったわけではございませんが、「市内で最大級の名木」ともいわれた指定当時の状態に回復する見込みがないことから、文化財保護委員会に諮問いたしましたところ、指定の解除が妥当との答申がありましたので、天然記念物「高長寺のハクモクレン」について、指定を解除しようとするものです。説明については以上です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(質 疑)

萩原委員…こういう天然記念物は、市内にどれくらいあるのですか。

文化財課長…市内の天然記念物は、国指定が1件、県指定が4件、市指定が22件で合計27件でございます。

萩原委員…とても希少なものであったのですね。

和田委員長…確かに元気だったころの写真を見るとすごいですし、私も子供のころから見ていたので、すごいなと思っていました。小田急線の電車に乗っていても車窓からすぐ見える素晴らしい木だったのですが、これはもう、致し方ないですよ。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第2 議案第22号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

提案理由説明…教育長、図書館長

栢沼教育長…それでは、議案第22号「小田原市図書館協議会委員の任命について」を御説明申し上げます。小田原市図書館協議会委員の任命につきましては、任期満了に伴う任命替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます

図書館長…それでは、議案第22号の「小田原市図書館協議会委員の任命について」につきましては、私から細部説明申し上げます。本件につきましては、この9月30日をもって任期満了となります図書館協議会委員の改選でございます。小田原市図書館条例第6条第1項の規定により委員数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者ならびに市民の中から、教育委員会が任命することとされております。また同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとされております。また、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に図書館協議会を置くことができることとされ、同条第2項により協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。これらの規定を受けまして、議案第22号の別紙として委員候補者名簿を用意いたしておりますが、現在公募選考中であります市民委員を除く6名でございます。6名のうち、新たに委員を任命する方が3名となります。こちらの6名について任命いたしたく、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第4号の規定により、附属機関の委員の任命につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますので、提案した次第でございます。新任の委員の方でございますが、まず、宮内守氏は、小田原市学校図書館協議会会長であり、小田原市立桜井小学校の校長でいらっしゃいます。続きまして、益田麻衣子氏は、小田原市PTA連絡協議会の顧問でいらっしゃいます。続きまして、松本直樹氏は、大妻女子大学社会情報学部情報デザイン専攻の准教授を務めていらっしゃる方で、公立図書館の研究者でございます。委員の公募につ

きましては、市の広報紙やホームページ等により周知いたしましたところ、8名の方から応募がありましたので、応募者から提出していただきました応募申込書及び小論文による書類選考を実施しているところでございます。書類選考通過者に対しまして、来月、面接等を実施いたしまして、当協議会委員を決定したいと存じます。公募の委員につきましては、事務の臨時代理をさせていただきます、次回、9月30日の教育委員会定例会で、事務の臨時代理の報告をさせていただきますと存じます。また、再任委員の3名の方々のうち、これまで社会教育の関係者として委員をお願いしてございました野口武悟氏を学識経験のある者にそれぞれ区分変更したものでございます。なお、図書館協議会委員の任期につきましては、平成26年10月1日から平成28年9月30日までの2年間となります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…図書館協議会委員は、年間何回ぐらいお集まりになるのでしょうか。

図書館長…年間4回ぐらいを予定しています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第3 議案第23号 平成26年度(平成25年度分)教育委員会事務の点検・評価について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、議案第23号「平成26年度(平成25年度分)教育委員会事務の点検・評価について」を御説明申し上げます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、本市教育委員会の、平成25年度分の事務の管理及び執行の状況につきまして、点検及び評価を行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、議案第23号「平成26年度(平成25年度分)教育委員会事務の点検・評価について」御説明いたします。お手元の報告書の1ページを御覧ください。

「1 目的」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされておりますので、本市も法に従って行うものでございます。「2 方法」でございますが、小田原

市学校教育振興基本計画及び本市の総合計画であります「おだわらTRYプラン」の対象事業から教育委員皆様に15事業を選定していただき、ヒアリング、現地訪問、学識経験者との合同ヒアリングを実施するなどして点検・評価を行ったものでございます。次に2ページを御覧ください。「3 事務の流れ」でありますが、本年3月の方針案の調整に始まり、6月に各所管からの点検・評価案の提出、7月・8月にかけての教育委員によるヒアリング及び現場訪問の実施、学識経験者との合同ヒアリングを経て、本日の点検・評価案の審議に至っております。本日、議決をいただきましたら、9月の市議会厚生文教常任委員会に報告を行い、さらには市民への公表を行う予定であります。次に3ページから8ページを御覧ください。「教育委員会の活動状況」でありますが、こちらは、定例会の開催状況及びその他の活動状況でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

また、8ページ「4 教育委員会活動状況の点検評価について」は、今年度から教育委員の皆様にご自身の活動状況について点検評価して頂きました結果を掲載しております。

次に9ページを御覧ください。ここからが点検・評価の結果となります。はじめに「総括的事項」でありますが、平成25年度の事務事業の取組状況について、本報告書の点検・評価の実施方法について述べております。次の10ページは、対象事業の一覧等でございます。それでは、11ページを御覧ください。「教育委員会活動状況の点検評価について」でありますが、今回、初めて取り組んだものでございます。教育委員の皆様にご自身の平成25年度の活動状況について点検評価していただいたものでございます。続きまして、各所管が行いました事業の点検・評価の内容につきまして、教育委員及び学識経験者からの御意見や各所管から示された今後の取組方向を中心に説明させていただきます。時間の都合上、3件のみご報告いたします。

はじめに13ページの「図書活動推進事業」でありますが、教育委員からは、「学校司書の配置により、学校図書室機能が充実している。」等のご意見を頂いております。学識経験者からは、「子ども達の国語力・学力向上の基礎は、やはり本を読む事からだと思うので、今後も、出来るだけ子ども達の興味をそそる学校図書館づくりをお願いしたい。」等の御意見をいただいております。所管からは、「図書ボランティアが築き上げてきた様々な学校図書館の掲示や飾り付けが、学校司書が来るようになって、より上手に見せられるようになり子ども達にとって、楽しく、魅力ある図書館になっている。今後も、学校司書と図書ボランティアが連携してやっていけるようにしたい。」などの取組方向が示されております。

次に19ページをお開きください。「No.4 学校給食事業」でありますが、教育委員からは、「食物アレルギーを持つ児童生徒が増加している中で、きめ細やかな対策がなされており評価できる。」とのご意見を頂いております。学

識経験者からは、「食物アレルギーの児童生徒が確認されていない学校でも、リスク管理のために講習を毎年必ず、開催してほしい。」等の御意見をいただいております。所管からは、「今後とも誤食などの事故が起きないように、学校現場では保護者・主治医等と連携を図りながら、細心の注意を払っていきたい。」などの取組方向が示されております。

次に33ページをお開きください。「No.11 家庭教育学級事業」ですが、教育委員からは、「学校での教育と家庭での教育は車の両輪のようなものなので、家庭教育学級事業はとても大切な事業である。」とのご意見を頂いております。学識経験者からは、「保護者同士の交流を保障する計画も必要であるが、子育て・教育に関する企画であることが望ましい。」等の御意見をいただいております。所管からは、「家庭教育支援の重要性をさらに意識し、学校やPTAに対しても、その必要性が伝わるようにする。具体的には、成人教育担当者研修会での説明を工夫し、より意味のある家庭教育学級の開設を図る。」などの取組方向が示されております。

次に43ページを御覧ください。昨年度行いました点検・評価の事業における点検・評価前後の状況についてをお示ししたものでございます。前回、教育委員の皆様から点検・評価を行った後、アフターフォローはどういう風になっているか、示してほしいとのご意見がございましたので、このようなかたちでとりまとめさせていただきました。

次に52ページを御覧ください。「小田原市学校教育振興基本計画における成果指標」ですが、同計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について平成25年度の達成状況を点検したものでございます。

最後になりますが、参考資料でございますが、55ページが教育委員のヒアリング・現場訪問表、56ページから70ページまでが、教育委員によるヒアリング及び現場訪問の概要、71ページが本市の「教育都市宣言」及び「おだわらっ子の約束」、72ページが「平成25年度学校教育の基本方針及び目的と目標」、73ページが「平成25年度学校教育に関する取組の重点」、74ページは「教育委員会の組織図」、75ページは「小中学校、幼稚園一覧」、76ページは「児童・生徒・園児数の推移」、78ページは「年度別教育費予算額・決算額」、79ページは「関係法令」となっております。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…今回の報告書が今までの中で一番整理されているなという印象を受けました。点検評価そのものについて、何度も現場に足を運んでいただいたり、ヒアリングを行ったり、繰り返し、繰り返し積み重ねてきたことですので、行き届いているなという感じはします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第4 議案第24号 公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第24号「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」を御説明申し上げます。これは、幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まることに伴い、公立幼稚園において、新制度への移行をするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第24号「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」を私から細部説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の本格的なスタートを迎えまして子ども・子育て支援新制度に対する本市公立幼稚園の方向性につきまして、説明させていただきます。はじめに新制度の移行のポイントにつきまして、1から6に整理いたしましたので、ご覧ください。まず、「1 新制度への移行」でございます。国は、公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢は基本的には、あり得ない選択肢との考えを示しておりまして、公立幼稚園につきましては、新制度への移行が原則となります。また、下中幼稚園につきましては、新制度の流れとは別に以前から市議会の一般質問等で保育機能の必要性が問われ、内部検討を進めてまいりましたが、この度のニーズ調査や量の見込み算出結果からの3歳児保育や延長保育などのニーズがあることが示されました。次に「2 利用者負担額」につきましてですが、幼稚園が新制度に移行した場合は、一律の保育料体系から所得に応じた月額料金の料金体系に変わることになります。平成26年10月の新入園児募集時期に、市が定める新制度の保育料が決まらないことから、平成27年度につきましては、公立幼稚園としての保育料を決める必要がございます。市が定める公立市立同額の保育料は、平成28年度から移行することになります。次に「3 低所得者対策」につきましては、新制度の料金体系で対応することになります。国も、公立幼稚園については全て新制度に移行することを想定しておりまして、公立幼稚園に係る国の就園奨励費補助は廃止する予定であるとの考えを示しております。次に「4 通園区域」につきましては、国は、「応諾義務が生じることなど新制度の趣旨から言うと通園区域を定めることは適当ではない。」との考えを示しており、通園区域を設定しないことが原則となります。通園区域を設定しない場合でも、これまでどお

り、徒歩あるいは自転車を原則とし、通園バスの運行は考えておりません。次に「5 定員」でございますが、定員は子ども・子育て会議の意見を伺った上で市で決定することになります。募集時には現在の定員で募集は可能であり、選択方法も教育委員会で定める方法で可能であります。最後に「6 その他」といたしまして、今後の公立幼稚園のあり方につきましては、「小田原市子ども・子育て会議」の意見を聞くなどしながら検討を進め、必要に応じて順次事業を実施していく必要があると考えております。

裏面をご覧ください。「2 移行の内容」をご覧ください。「1 移行のポイント」から公立幼稚園につきましては、新制度への移行が原則でありますので、利用者負担額や通園区域の基本的な考え方に沿って、公立幼稚園が新制度へ円滑に移行するための移行内容を表に示したものでございます。始めに平成27年度につきましては、新制度への移行といたしまして、すべての公立幼稚園6園を現行の幼稚園のまま、新制度の給付対象施設へ移行いたします。利用者負担額につきましては、市が定めます新制度の料金体系を適用いたしますが、「1 移行へのポイント」でご説明しましたとおり、平成26年10月の新入園児募集時期に市が定める新制度の保育料が定まりません。また、公立の保育料は、所得階層によっては、アップする方がいることが想定される中で、保護者に理解を頂きながら、公私間の差を埋めていくための経過措置としまして、平成27年度に限り、公立幼稚園の現在の保育料であります8,500円を上限といたします。低所得者対策につきましては、上限8,500円での対応といたしたいと思います。通園区域につきましては、新制度の原則どおり設定しないとします。定員につきましても、現行のとおりといたします。その他につきましては、今後の公立幼稚園のあり方につきまして、小田原市子ども・子育て会議の皆様から意見を聞くなどしながら検討を進めてまいりたいと考えております。平成28年度につきましては、下中幼稚園を保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備える認定子ども園へ移行いたします。利用者負担額につきましては、市が定める新制度の料金体系を適用いたします。低所得者対策につきましては、利用者負担額での対応となります。通園区域につきましては、平成27年度と同様でございます。その他といたしましても平成27年度の公立幼稚園のあり方の検討結果を踏まえ、必要な事業を順次実施したいと考えております。

次に「3 移行のスケジュール」でございますが、8月20日に私立幼稚園協会に説明をいたしました。また、本日、教育委員会定例会において、新制度の移行について、ご審議いただいているところでございます。9月に入りまして、8日の厚生文教常任委員会へ本件をご報告させていただくとともに通園区域の設定を外すための条例改正に伴うパブリックコメントを実施する予定でございます。また、中旬以降、10月の募集時期に合わせまして、幼稚園の保護者へ新制度への移行の説明をさせていただく予定でございます。10月に入

りまして、広報委員長会議での御説明、中旬以降、入園願書配布がございますので、配布に合わせて、入園を希望される保護者の皆様への説明を予定しております。12月には、市議会12月定例会厚生文教常任委員会での条例議案の審査を予定しておりますが、これは、現行の入園料や保育園料の小田原市立幼稚園の入園料及び保育園料の徴収に関する条例で規定されておりますことから、新制度の料金体系に合わせた条例改正が必要になってくるためでございます。なお、議案の上程時期につきましては、12月を考慮しておりますが、市が定める新制度の保育料の確定時期との関係から状況によりましては、3月定例会への議案上程の可能性も考慮しております。そして平成27年度以降は、子ども・子育て支援新制度の本格施行とともに、今後の公立幼稚園のあり方についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上、「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」の内容の御説明をさせていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…保育料の件で1年間据え置くような形になるわけですね。これは、保護者にとって、理解しやすいと思いますので、これができればいいなと思います。

和田委員長…小田原市子ども・子育て会議というものがあるわけですね。それは、教育委員会が所管でないわけですね。

子育て支援推進担当課長…小田原市子ども・子育て会議は、保育課が所管しております。内容としましては、子ども・子育て支援新制度に関しまして計画の策定を行う必要がありますが、その計画を策定する上で、関係する方々、例えば、保育所を利用されているお母様とか、保育所の関係者の方、幼稚園の関係者の方、あるいは、子育て支援に関わっていらっしゃる方等にいろいろな意見を伺っております。今後、継続して、新制度の関係の進捗状況の管理等をやります。その関係で、今後もしもご意見を伺っていくことを考えている状況でございます。

萩原委員…ということは、意見を聞く場であるのが、小田原市子ども・子育て会議になるわけですね。特に何かを決めるという会議ではないのですね。

子育て支援推進担当課長…小田原市子ども・子育て会議は、新制度の全体といいますか、計画策定ですとか、計画の進捗状況の管理していくのがこの会議になります。市や教育委員会で決定して頂く中で、参考の意見を述べていく立場で関わっていくことになると思います。

和田委員長…平成27年度は、現行のまま行きますね。平成28年度から、移行するわけですね。

子育て支援推進担当課長…子育て支援新制度は、平成27年度に施行されることとなります。

萩原委員…保育料は、とりあえず変わらないのですね。

和田委員長…公立幼稚園の所管は、平成27年度以降も教育委員会のまま、ということですよ。

ね。

教育部長…幼稚園は、教育委員会の所管になります。補助執行で、市長部局が所管になることもできます。認定こども園の所管については、法律上特に規定はありません。新制度になりまして、順次、認定こども園になっていった場合に、そのときどちらが所管したらよいかは、検討していかなければならない事項です。ですから、今の時点では決まっておきませんので、新しい制度が動いていく中で、どうしたらいいのかは、検討していくべき事項だと思っております。

山田委員…10月に入園願書を配布して、その締め切りはいつになるのですか。

教育指導課学事係長…11月1日と2日の締め切りになっております。

山田委員…早いんですね。広報おだわら9月15日号で広報して、保護者が幼稚園で聞いて、ということになりますか。

教育指導課学事係長…そのとおりです。

山田委員…混乱すると思うので、各園に注意してもらえればと思います。

教育指導課学事係長…説明の機会も設ける予定です。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) その他

山田委員…9月28日にかもめ図書館にてかもめコンサートがありまして、石井歡先生が寄贈されたピアノをかもめ図書館に置いていただいているのですが、小田原にいる若い音楽家たちに発表する場を与え、世界に羽ばたいてほしいことでやっています。今度はバイオリニストの小澤さんが演奏します。年に2、3回ありますので、皆様も周知していただいて、小中高生にも聞いていただけたら励みになると思うので、よろしく願いいたします。

(13) 委員長閉会宣言

平成26年9月30日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）